

令和7年度教育委員会会議（定例会）会議録

【日時】 令和7年7月29日（火）
【開会】 14時00分
【閉会】 15時13分
【場所】 川崎市役所本庁舎2階 203・204会議室

【出席委員】

教育長 落合 隆	教育長職務代理者 芳川 玲子
委 員 野村 浩子	委 員 森川 多供子
委 員 西井 孝明	委 員 坂口 緑（オンライン参加）

【出席職員】

教育次長 田中 一平	
総務部長 佐藤 佳哉	
教育政策室長 岩上 淳	
教育環境整備推進室長 吉永 太	
職員部長 宮川 匡之	
学校教育部長 北川 友明	
健康給食推進室長 五十嵐 美保子	
生涯学習部長 大島 直樹	
総合教育センター所長 大野 恵美	
庶務課長 細見 勝典	
庶務課担当課長 森 達也	
教育政策室担当課長 堅月 基	
指導課担当課長 北村 美幸	教育環境整備推進室課長補佐 山崎 実
指導課担当係長 新津 尚之	指導課担当課長 伊藤 牧人
指導課担当係長 上原 有貴	指導課指導主事 津藤 信吾
生涯学習推進課長 山口 弘	庶務課課長補佐・庶務係長 瀧澤 和義
教育環境整備推進室担当課長 小林 雄一郎	
庶務課課長補佐 高木 直子	
庶務課職員 関橋 正貴	

【署名人】

委 員 西井 孝明	委 員 野村 浩子
-----------	-----------

(1 4 時 0 0 分 開会)

1 開会宣言

【落合教育長】

皆様こんにちは。ただいまから、定例会を開会いたします。

本日は、坂口委員がオンラインで参加されておりますが、「川崎市教育委員会会議規則」第4条第3項の規定により、坂口委員は会議に出席しているものとみなし、「教育長及び在任委員の過半数」である4名以上の出席がございますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、会議は成立しております。

2 開催時間

【落合教育長】

本日の会期は、14時から15時までといたします。

3 会議録の承認

【落合教育長】

5月及び6月の定例会の会議録を事前に配付し、御確認いただいていると思いますが、承認してよいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【落合教育長】

それでは、承認いたします。

4 傍聴（傍聴者 4名）

【落合教育長】

本日は、傍聴の申出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

それぞれ異議なしとして傍聴を許可いたします。

5 非公開案件

【落合教育長】

本日の日程は配付のとおりでございますが、報告事項N o. 3は、期日を指定して公表する必要がある事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第4号に該当するため、それから、報告事項N o. 4は、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第5条第1号に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利、利益を害するおそれがあるものに該当する事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第2号に該当するため、報告事項N o. 5及び議案第5号は、人事、賞罰等職員の身分取扱いに関する事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第1号に該当するため、同条ただし書の規定により非公開とすることに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<賛成者挙手>

【落合教育長】

全員挙手です。よって、これらの案件は非公開とすることに決定いたします。なお、報告事項N o. 3は、期日後に公表しても支障がないため、会議録には掲載することといたします。

6 署名人

【落合教育長】

本日の会議録署名人については、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

西井委員と野村委員にお願いいたします。

7 報告事項Ⅰ

報告事項N o. 1 教科用図書採択の傍聴人の定員等について

【落合教育長】

まず初めに、報告事項に入ります。

報告事項N o. 1「教科用図書採択の傍聴人の定員等について」の説明を庶務課担当課長からお願いいたします。

【森庶務課担当課長】

それでは、報告事項No. 1「教科用図書採択の傍聴人の定員等について」御説明させていただきますので、ファイルナンバー01、報告事項No. 1のファイルをお開きください。

本件は、令和8年度に市立学校で使用する教科用図書の採択に係る議事を行う教育委員会会議臨時会の概要について御報告するものでございます。臨時会の開催日時は令和7年8月24日の日曜日午前10時からでございまして、会場は昨年度と同様、高津市民館大会議室でございます。会場内に傍聴席を用意いたしますが、今年度につきましても、昨年度と同様、傍聴人の定員を180名と定めたいと考えております。当日、午前9時30分の時点で定員を超えていない場合は、定員に達するまで先着順で傍聴券を配布いたします。午前9時30分の時点で定員を超えた場合は、抽せんを行い、当選者に傍聴券を配布いたします。なお、昨年度は傍聴人の定員180名に対して100名の方が傍聴し、抽せんは行っておりません。備考については記載のとおりでございます。

また、次ページには参考として高津市民館12階の平面図を掲載しております。

本件につきましては、本日の報告後に報道機関へ情報提供を行うとともに、市ホームページに掲載し広報を行ってまいります。

説明は、以上でございます。

【落合教育長】

傍聴人の定員等についての御説明でしたけれども、何か御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 1は終了といたします。

報告事項No. 2 他施設での自然教室の実施状況等について

【落合教育長】

次に、報告事項No. 2「他施設での自然教室の実施状況等について」の説明を指導課担当課長からお願いいたします。

【北村指導課担当課長】

よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項No. 2「他施設での自然教室の実施状況等について」説明いたします。ファイルナンバー02-1、報告事項No. 2のファイルをお開きいただき、2ページ目を御覧ください。

こちらは、令和7年1月21日の教育委員会において説明させていただきました「今後の自然教室の方向性等について（中間報告）」の概要版の抜粋になりまして、これまでの検討状況を再度まとめますと、現地での再編整備等については、一旦検討を凍結し、他施設の活用を前提に検討を進めることとなっております。本日は、この間取り組んでまいりました他施設での自然教室の実施状況等について報告させていただきます。

3 ページを御覧ください。令和 7 年度他施設実施校の当日対応でございますが、この 4 月から 7 月の間に小学校 8 校、中学校 2 校の計 10 校が 4 か所の他施設で自然教室を実施いたしました。児童生徒及び教員に対しアンケート等を実施したところ、全ての学校において児童生徒の 9 割以上が「充実した活動ができた」と回答し、右の表に記載のとおり、最大 3 回の実地踏査や添乗員の同行等、負担軽減策を講じた結果、教員からは「児童生徒の指導に専念できる体制が図られた」との回答が寄せられた一方で、初めて利用する施設であったことから、今後の利用に向けた改善点等、利用施設ごとの課題に関する意見がございました。

アンケート結果等の詳細につきましては、ファイルナンバー 02-2、報告事項 No. 2、別冊資料のファイルに掲載しておりますので後ほど御参照ください。

4 ページを御覧ください。赤枠で囲っております実施済みの 10 校の当日の様子について 5 ページ以降に掲載しておりますが、時間に限りがございますので一部抜粋して説明させていただきます。

5 ページを御覧ください。川崎高校附属中学校は千葉県にございます大房岬自然の家で実施いたしました。移動時間が短縮されたことから、3 日目の帰りに富浦漁港に寄って地引き網体験などを行いました。

6 ページを御覧ください。四谷小学校も同じく大房岬で実施しておりまして、磯遊びやビーチコーミングなど、生きた環境学習を行いました。

7 ページを御覧ください。末長小学校は県内にございます三浦 YMC A で実施いたしました。社会で三浦半島について学習した後、実際に農業体験を行うなど、学びを深める体験活動を行いました。

14 ページを御覧ください。西菅小学校は山梨県にございます本栖湖スポーツセンターで実施いたしまして、落合教育長にも同行していただきました。こちらの施設はスポーツセンターということもあり、野外炊飯ができないためバーベキューのみになりますが、花火大会やほうとう作りなど、様々なプログラムを行いました。

15 ページを御覧ください。令和 8 年度実施分の事前準備でございますが、令和 8 年度分の希望調査を実施したところ、小学校 52 校、中学校 32 校が他施設での実施を希望する結果となりました。小学校につきましては、国立等、抽せんによる予約を行う施設以外はおおむね日程等が確定しており、今後バスの入札を行ってまいります。一方、中学校につきましては、1 月中旬から 3 月上旬という短い期間に他都市も含めて予約が集中するため、一部の学校において予約が取れず日程等が未確定の状況にあります。そのため、令和 9 年度に向けては更に施設を増やし、長期休業期間中の 8 月と 12 月に下見ツアーを実施し、中学校についてはツアー後に未確定校等の再調整も行なってまいります。

次に、今後のスケジュールでございますが、引き続き他施設実施校の実施及び検証や事前準備の検証等に取り組み、全校他施設移行が可能か判断し、その結果等を踏まえて八ヶ岳少年自然の家の存廃についても検討し、併せて 11 月頃に今後の方向性等に関する素案を策定する予定でございます。

なお、八ヶ岳少年自然の家につきましては、今年度、次期指定管理者の募集をすることとなっております。冒頭、説明いたしました中間報告に基づき、次期指定期間を令和 8 年度から 10 年度までの 3 年とし、8 月から公募を開始する予定となっております。選定結果につきましては改めて教育委員会で御報告させていただきます。

説明は以上です。

【落合教育長】

ただいま他施設での自然教室の実施状況についての御報告がございましたが、お聞きになって何か御意見等ございますでしょうか。

一応今年度の4月から7月までの間、小学校8校、中学校2校の実施状況です。3ページに児童生徒及び教員のアンケートが載っているのと、5ページ以降からそれぞれの施設で活動した様子が載っているのと、15ページに令和8年度の事前準備や今後のスケジュールというところが載っていましたが、どうでしょうか。

野村委員、どうぞ。

【野村委員】

ありがとうございます。八ヶ岳から移行していくということで不安もある中でしたが、非常にたくさんの選択肢を用意していただいて、楽しんでいらっしゃるお子さんの様子がこの報告書から伝わってまいりました。本当にありがとうございます。

この件に絡めてお伝えしておきたいというか、お尋ねしておきたいことがあります。自然教室で変わらずに八ヶ岳を利用している学校もあるかと思います。その中には、出発前に地形的な課題といいますか、レッドゾーン、イエローゾーンがあるということを保護者の方へ直接御説明が届いていないのに出発しているというお声をちょっと一部いただきました。余計に不安をあおるがゆえに毎年毎年重ねて説明するのめということなのかな、そういう御判断なのかなということも頭をよぎったのですが、やはり一方で、そういった条件を知った上で同意書を記入して子どもを送り出したかったというお声が私の下に届いてきて、同じ保護者として、それは私自身も子どもを送り出す上ではそうだなと、そのように思いました。具体的には八ヶ岳を利用する学校に対しては、この地形的な説明についてどのような指示をしているとか、方針で行っているのかを確認させていただきたく質問させていただきました。

【落合教育長】

指導課担当課長。

【北村指導課担当課長】

その件については、大変申し訳ございません。当該校の校長先生からは私のほうに既に連絡をいただいております。我々のほうでは、確か、昨年度委員のほうからそのように御指摘を受けて、その後すぐにそういう通知を過去に出していたというのを確認して、すぐに各学校には通知をまき、さらにそれは毎年八ヶ岳を使っている間はそれを毎年やろうというところで、今年度については4月の半ばに学校教育部主催の全市校長会を小と中を一緒にやるんですけれども、その場でこういうのをやってくださいというお話をさせていただいて、かつ保護者向けのひな形、通知のサンプルみたいなものを含めて各校には展開をさせていただいているところではあるんですけれども、何かそれがなかなか徹底されていない状況でございまして、本当に申し訳ございませんでした。それは毎年やるというところで、年度初めに、やるというのは私のほうで今やらせていただいておりますので、なかなか徹底できていなくて本当に申し訳ございませんでした。

【野村委員】

引き続きお願いします。

【落合教育長】

西井委員、お願いします。

【西井委員】

大変お疲れさまです。今日の自然教室みたいな内容はいいですね。

【北村指導課担当課長】

ありがとうございます。

【西井委員】

昨年、バスがチャーターできなくて大変御苦労されたと思うんですけども、多くの小中学校が参加をしてくれて、また来年はもうちょっと、更に4倍とか3倍とか、そういう数で参加しようということで、外部化が進むということは、八ヶ岳の今のリスクということを考えるととてもいい取組なのかなというふうに思います。

1点だけ確認をさせていただきたいんですけども、八ヶ岳は向こう3年というんですかね、令和8年から令和10年までということで、指定管理者の募集をすることになっていますけれども、今こういうふうに進めている検討内容、その結果によっては使わなくなるかもしれないという辺りについても、アナウンスというか、共有というのはどういうふうに今考えているんですか。

【落合教育長】

指導課担当課長。

【北村指導課担当課長】

指定管理者側への周知ということで、前回1月教育委員の皆様方に御報告させていただいた中間報告につきましては、指定管理者側にも事前も含めて情報提供と、また、直接現地に行って話し合いもさせていただいておりまして、それを踏まえて、もうすぐ募集が始まりますけれども、割とこういう状況の中、3年で募集しますということも当然分かった上で、これから実際手を挙げるかはこれからだと思うんですけど、そういう調整は丁寧にはやらせていただいております。

【西井委員】

分かりました。ぜひ誤解が生じないようによろしくお願いいたします。

【落合教育長】

ほかはいかがでしょうか。自然教室の件はよろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 2は終了といたします。

傍聴人の方に申し上げます。

これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づき、傍聴人の方は御退室くださるよう、お願いいたします。

<以下、非公開>

8 報告事項Ⅱ

報告事項No. 3 鷺沼小学校の校舎増築について

【落合教育長】

続いて、報告事項Ⅱに入ります。

報告事項No. 3「鷺沼小学校の校舎増築について」の説明を教育環境整備推進室担当課長からお願いいたします。

【小林教育環境整備推進室担当課長】

よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項No. 3「鷺沼小学校の校舎増築について」御説明申し上げます。ファイルナンバー03、報告事項No. 3のファイルをお開きください。

1、事業の概要についてでございますが、本事業は鷺沼小学校の今後の児童数の増加に伴う普通教室、特別教室の不足に対応するため校舎の増築を行うものでございまして、下の表、計画の概要の3段目に記載のとおり、事業費は約39億円となっております。

2、完成時期についてでございますが、令和9年4月からの供用開始に向けて、令和7年度、8年度工事の進めてまいりましたが、令和7年3月の入札が不調となったことにより供用開始が遅れることとなりました。普通教室、特別教室、給食室、わくわくプラザなどの学校運営への影響を踏まえ早期に整備する必要があることから、建築工事の内容を見直して再発注を行い供用開始に向けた進捗を進めているところでございます。渡り廊下の工事と増築校舎への移転準備を令和9年4月以降に行うため、増築校舎の供用開始は令和9年9月を予定しておりまして、普通教室等は仮設リース校舎の期間の延長により、また、給食提供は既存の給食室を使用することにより、学校運営に大きな支障が生じることのないよう対応してまいります。

下の表、工事工程の概要につきましては、工事工程の見込みをお示ししたものでございまして、校舎の増築工事を令和8年度末までに完了させるため、当初の増築工事から、体育館への渡り廊下工事を分離して、令和9年4月以降に別途工事で整備することとしております。

資料の右側上段にまいりまして、3、建築工事の内容の見直しによる工事費への影響についてでございますが、工期短縮のため工事内容を見直したこと、また建築コストの上昇の影響を受けたことから、建築工事費で約0.5億円の増額となる見込みでございます。増額の主な項目といたしましては、山留その他仮設計画の見直し、渡り廊下工事の分離発注が約0.4億円、資材コストや労務費の上昇に伴う増額が約0.1億円となっております。工事費以外では、別途、仮設校舎リース期間の延長に伴う賃借料の増額約0.2億円が生じる見込みとなっております。

4、今後のスケジュールについてでございますが、下の表、令和7年度の建築工事の契約に係る主な予定に記載のとおり、普通教室等を早期に整備するため、令和7年10月頃の契約締結に

向けた手続を進め、令和7年第3回市議会定例会に工事の契約議案を提出する予定でございます。

資料の右側下段にまいりまして、参考にあります配置図を御覧ください。黄色で示している建物が本事業で増築する校舎でございます、水色で表示している部分が体育館への渡り廊下でございます。

説明は以上でございます。

【落合教育長】

鷺沼小学校の校舎増築についての説明でしたが、何か御意見等ございますでしょうか。

森川委員。

【森川委員】

ありがとうございます。確認なんですけど、給食室は既存の給食室を使用することにより対応というのは、給食提供の隙間がないという理解でよろしいでしょうか。

【落合教育長】

教育環境整備推進室担当課長。

【小林教育環境整備推進室担当課長】

給食室に関しましては、既存の給食室がそのまま使われておりますので、延長をする期間もその給食室を使用してまいりますので、特に給食を止めるということはありません。

【森川委員】

ありがとうございます。過去に給食提供の止まった学校が何校かあって、保護者や教員の負担が大きかったので安心しました。よろしくお願いします。

【落合教育長】

ほかございますでしょうか。

坂口委員、お願いします。

【坂口委員】

ありがとうございます。1点教えていただきたいのですが、前回の入札が不調だったということで、低入札価格失格基準に抵触したという説明がありました。今回新たな提案、スケジュールも含めて見直されるんですが、今回は入札が不調ということがないんでしょうか。そしてスケジュールどおりに増築の工事が進むんでしょうか。

【小林教育環境整備推進室担当課長】

今回の再入札に関しましては有効札が入っておりまして、特に問題なく落札をしておりますので、今後はスケジュールどおりに進んでいくというふうに考えております。

【落合教育長】

よろしいですか。

【坂口委員】

分かりました。ありがとうございます。

【落合教育長】

坂口委員、失礼いたしました。ごめんなさい。

ほかはございますでしょうか。

鷺沼小の増築工事に関してはよろしいですか。ありがとうございます。

それでは報告事項N o. 3は終了いたします。

報告事項N o. 4 いじめ防止対策推進法に基づくいじめ重大事態に係る調査報告について

伊藤指導課担当課長が説明した。

報告事項N o. 4は終了した。

報告事項N o. 5 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

細見庶務課長が説明した。

落合教育長が会議に諮った結果、報告事項N o. 5は承認された。

9 議事事項

議案第5号 人事について

細見庶務課長が説明した。

落合教育長が会議に諮った結果、議案第5号は原案のとおり可決された。

10 閉会宣言

【落合教育長】

以上をもちまして、本日の定例会は終了といたします。

(15時13分 閉会)